

A 2 生活援助型訪問サービス（基準緩和） サービスコード表

令和3年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1121	生活援助型訪問サービスⅠ	イ 生活援助型訪問サービス費（Ⅰ） 事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）	823	1月につき
A2	2121	生活援助型訪問サービスⅠ・日割		27	1日につき
A2	1221	生活援助型訪問サービスⅡ	ロ 生活援助型訪問サービス費（Ⅱ） 事業対象者・要支援1・2 （週2回程度）	1,644	1月につき
A2	2221	生活援助型訪問サービスⅡ・日割		54	1日につき
A2	1331	生活援助型訪問サービスⅢ	ハ 生活援助型訪問サービス費（Ⅲ） 要支援2（週2回を超える程度）	2,608	1月につき
A2	2331	生活援助型訪問サービスⅢ・日割		86	1日につき
A2	6001	生活援助型訪問サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	8000	生活援助型訪問サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	生活援助型訪問サービス特別地域加算・日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8110	生活援助型訪問サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	生活援助型訪問サービス中山間地域等加算・日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8310	生活援助型訪問サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算	1月につき

【静岡市独自の運用における注意事項】

生活援助型訪問サービスⅢ（週2回を超える程度の利用）は、要支援2の方のみ利用できます（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）。